

第23回期 第10回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年4月17日(火) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(1人)

推 進 委 員 (里白石・福貴作) 小宅 正一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
2件

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について 12件

議案第23号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について
1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真
主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第10回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第10回の浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、皆様方には春の農作業が本番となり大変お忙しい中、またお疲れのところお集まりおいただき誠にありがとうございました。一時期の寒さも早忘れるような時期になり、桜の開花時期になり十日ぐらい早く咲いたわけなのですが、その桜もあつと言う間に葉桜となつてしまい皆様方は、種蒔きやまた田んぼのロータリー等で大変お疲れだと思います。ただ、今の時期農作業がそれなりに忙しい為に新聞、テレビ等を見ますと農作業の事故が結構報道されておりますので、これからも油断なく農作業に励んでいただくとともに、地域の人達にも一声かけていただければ幸いかと思っております。また、役場の方も人事異動等がありまして優秀な事務局長はじめ局員の方が異動になるのではと大変心配していたわけですが、異動がなかったということでこの平成30年度も農業委員会そして事務局と一体となりまして活動していきたいと思しますのでご協力の程よろしくお願いいたします。なお、会議終了後、研修会の件について事務局の方からある程度説明がありますので研修会参加に向けて、それなりに予定を組んでいただき全員で中身の濃い研修会を実施したいと思っておりますので、この件につきましてもご協力の程よろしくお願いしたいと思います。 本日の議案は3件ほどでございますが、いつものように慎重な審議をお願いいたします。 本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第10回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は小宅正一委員が欠席でございますので、11名中10名でございます。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 日程第3、議案第21号、農業法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局長	事務局より議案の朗読を求めます。 【議案朗読】
会 長	議案第21号、農地法第5条①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告および意見を求めます。
石塚委員	はい、浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。 議案第21号農地法第5条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、 、 さん、譲受人、 、 さん、以下記載のとおりです。 12日午後1時30分より地区副担当の會田委員と酒井委員及び さん、 さんの代理人 さん立会いの下、現地にて調査をまいりました。 、畑、 に建売分譲住宅5棟を建設したいということです。汚水は合併浄化槽を設置してU字溝に放流し、雨水は浸透方式にするそうです。調査事項であります一般基準の(1)から12項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものと見てきましたので、審議をお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。 まず、立地基準となる農地の区分につきましては、役場から300m以内であり公共施設近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、 転用目的は、建売分譲敷地であり適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は30年10月末までとされており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法、建築基準法いずれも許可見込であり該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のため該当しません。 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことにな

	<p>っておりますが、建売分譲敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、建売分譲が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第21号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第21号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第21号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号、農地法第5条②について、染地区推進委員、川音光平委員の調査報告および意見を求めます。</p>
川音委員	<p>はい、染地区担当の川音です。</p> <p>4月13日の夜に■■■■宅で4者面談ということで話を聞きました。動機についてと言うことで■■君の方からお聞きしましたところ、以前から軽食喫茶をやりたいということで人の集まりやすい場所を作りコミュニケーションをはかっていきたい言うことでした。昨年の10月から須賀川のある店で実習、見習いということで働いておまして現在も勤めているということでもあります。</p> <p>調査項目の12項目のことですが、各項目に該当する場合、転用が認められないこととされておりますが、調査の結果、いずれの項目についても問題がないものと判断をいたしました。皆様方の審議をお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明の前に、今回の申請地はすでに道さんの住宅敷地と一体化した状態で、すでに農地の形態ではなく宅地化しており、顛末案件となっております。</p> <p>経過についてご説明申し上げますと、案内図、土地利用計画図をご覧いただきたいと思いますが、申請地は■■■■さん宅の隣で、譲受人の■■さんの住宅のある前の土地となります。■■さんと■■■さんの関係ですが、■■さんは■■■さんの娘さんの夫であります。</p> <p>■■さんが住宅を建設したのは約10年前であり、今回の申請地は転用されては</p>

いみせんでしたが、当初は家庭菜園や花壇として使っていたようですが、法令に知識がなく途中から駐車場として利用するために敷砂利等して、現在の違反状態となってしまうとのことで今回の申請には顛末書が添えられ、事前に県の確認を受けてございます。

農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。

まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。

第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われまゝ。

次に、一般基準の各項目についてですが、

転用に必要な資力、信用については、自己資金及び借入金で賄う計画であり自己資金に係る資金証明および金融機関からの融資に係る書類も添付されており問題ありません。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。

許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は30年7月末までとされております該当しません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法、建築基準法いずれも許可見込であり該当しません。

法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。

申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のため該当しません。

事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、店舗敷地として適当な面積であり該当しません。

申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、店舗敷地が目的ですので該当しません。

転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。
議案第21号②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取りまゝ。

	<p>議案第21号、農地法第5条②について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第21号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p>
事務局長	<p>次に、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>皆様にお諮りいたします。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条について、今回も案件が非常に多くなっておりますが③と④、⑤から⑦、⑨と⑩については、それぞれ関連がありますので、一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思います。事務局より①の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>借受人の■■■■さんは、前農業委員で、また認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても■■■■地区の担い手として名前があげられております。貸し付け人の■■■■さんも■■■■の方で、今回利用権を設定しようとする農地は、相対で貸し借りが行われており■■■■さんが耕作されていた農地だということです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められることおよび耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画に対して東大畑・畑田地区推進委員の小室勝弘委員の意見を求めます。</p>
小室委員	<p>東大畑・畑田地区推進委員の小室です。</p> <p>ただいま事務局から説明もありましたとおり、今回の利用権の設定を受ける■■■■さんについては認定農業者で専業農家でもあり水稻を中心に野菜も行っております。■■■■さんとは親戚でもあり、元農業委員の■■■■さんの農業</p>

<p>会 長</p>	<p>経営状況から見て基盤強化促進法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p> <p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。次に、事務局より②の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>借受人の■■■■さんは、認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても■■■■地区の担い手として名前があげられております。貸付人の■■■■さんは隣の■■■■の方で、今回利用権を設定しようとする農地は、これまでも■■■■さんが耕作されていた農地だということです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、先ほど申しました三つの要件いずれも満たしていると思われ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて、この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄委員の意見を求めます。</p>
<p>我妻委員</p>	<p>はい、里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。</p> <p>ただいまの計画に意見を申し上げます。貸付人の■■■■さんは高齢であり、平成23年の東日本大震災もあり作付けの意欲を無くしたところ代わって■■■■さんが水稻作付けをいたしておりました。事務局長さんの説明のとおり、借受人の■■■■さんの現在の農業経営からみても利用権設定の要件をすべて満たしており、今回の集積は問題ないと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>議事が終了しましたので、[]委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>([]委員着席)</p> <p>[]委員に報告します。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条③④については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑦においては、[]委員が借受人となっておりますので、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>([]委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より⑤から⑦の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>借受人の[]さんは、皆様ご存じのとおり[]で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても[]地区の担い手として名前があげられております。貸付人は⑤⑥の[]の[]さんと[]さんは親子であり、⑦は[]の[]さんとなります。[]さんの農地も、[]さんの農地のいずれも、これまで[]さんが耕作されていた農地だということです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて⑤と⑥の太田輪地区分の集積、⑦の染地区分の集積について、それぞれの推進委員より意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、八木沼進委員より意見ををお願いします。</p>
<p>八木沼委員</p>	<p>はい、小貫・太田輪地区推進委員の八木沼です。</p> <p>[]さんは[]として頑張っております。また、町の認定農業者になりまして農業経営の規模拡大を図っております。基盤強化促進法第18条第3項の項目にも何ら問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、川音光平委員より意見ををお願いします。</p>
<p>川音委員</p>	<p>農地利用の集積利用計画ということで、⑦の貸付人の[]君は現在会社の役員をやっております、農業に従事するには容易でないということで以前から[]の[]さんにお貸ししたいということで、[]さんも認定農業者でもありますし、その土地を借受けいたしまして規模拡大を図りたいということでした。基盤強化促進法第18条第3項すべての条件に合致しておりますので、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p>

	<p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑦について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑦について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑤から⑦については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、 委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(委員着席)</p>
会 長	<p> 委員に報告します。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑦については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、⑧においては、 が借受人となっておりますので、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(退室)</p>
会 長	<p>事務局より⑧の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>借受人の さんは で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても 地区の担い手として名前があげられております。設定人の さんも の方で、今回利用権を設定しようとする農地はこれまでも さんが作付けをされていたということです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画に対して小貫・太田輪地区推進委員の八木沼進委員の意見を求めます。</p>
八木沼委員	<p>小貫・太田輪地区の八木沼進です。</p> <p> さんは、皆さんご存知のように として頑張っております。また、町の認定農業者として農業基盤の拡大と地域の農業のために頑張っております。基盤法第18条第3項の項目にも何ら問題ないと思われれますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p>

	<p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑧について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑧について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑧については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、[]に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>([] 着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>[]に報告します。議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑧については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、事務局より⑨⑩の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>借受人の[]さんは認定農業者ではありませんが、山白石で約2haで水稻や畑作物を作付されている農業経営者であります。また、中山間事業の代表などもしております。今回の申請地についてはこれまでも[]さんに利用権設定されていたもので期間満了による再設定となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて、この集積計画に対して山白石地区推進委員の圓谷広行委員の意見を求めます。</p>
<p>圓谷委員</p>	<p>はい、山白石地区推進委員の圓谷です。</p> <p>今回の案件、借受人それから貸付人については先ほど事務局より説明がありましたとおりです。再設定ですので今回の集積計画は何ら問題ないかと思ひます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑨⑩について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑨および⑩について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑨および⑩については決定いたします。 次に、⑪については、 委員が借受人となっておりますので、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より⑪の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>借受人の さんは で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても 地区の担い手として名前があげられております。貸付人は の さんで、今回利用権を設定しようとする農地は、これまでは さんと同じ の さんが作付けをされていましたが、今回 さんから さんが相談を受け借り受けることとなったものであるとのことです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画は、 委員自身への集積ですので意見は省略します。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑪について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条⑪について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑪については決定いたします。 議事が終了しましたので、 委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(委員着席)</p>

会 長	<p>■■■■委員に報告します。議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条⑪については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、事務局より⑫の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>借受人の■■■■さんは、■■■■の認定農業者であります■■■■さんの息子さんです。このあとの議案で審議されますが、新規就農者として農業次世代人材投資資金の支援を受けるため青年等就農計画の認定を受けることを希望されており、先月の利用権設定と同様の事由による利用権設定となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である 3 要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画に対して箕輪・袖山地区推進委員の関根榮治委員の意見を求めます。</p>
関根委員	<p>はい、箕輪・袖山地区推進委員の関根です。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条⑫について、質疑ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条⑫について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画⑫については決定いたします。</p> <p>次に、議案第 2 3 号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>引き続き説明させていただきます。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審</p>

	<p>議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>今回の認定申請者の■■■■さんは、先ほども申しましたが■■■■の認定農業者であります■■■■さんの息子さんであります。今回、■■■■さんは新規就農者として農業次世代人材投資資金を受けることを希望されており認定申請が出されているものです。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身を見ますと農業経営開始日は5月1日を予定しており、親の農業経営とは別に新たな部門を開始することとされており、営農類型は先月利用権設定がなされた施設を使った加温型施設野菜および露地野菜となっております。将来の農業経営の構想としては有機農産物認定事業者の取得やGAPの取得等の記載があり、作物は二枚目にあるようにハウスカボチャ、露地ナス、春菊、秋冬小松菜、将来的にはハウスアスパラガス、加温促成トマト、抑制キュウリに取り組む計画となっております。</p> <p>構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万円及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、■■■■さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は簗輪の方となりますが、簗輪・袖山地区推進委員、関根榮治委員の方でご意見ありましたら発言願います。</p>
関根委員	<p>はい、簗輪・袖山地区推進委員の関根です。</p> <p>■■■■さんの家では施設野菜および水稻栽培の専業農家でございます。本件につきましては、父親の■■■■さんから畑を借り受けて露地野菜栽培等を始めるとのこと。このように若い方が農業に従事して行くということはこれから有望ではないかと思っておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>議案第23号について質疑を許します。議案第23号について、質疑ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第23号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

	(挙手全員)
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第23号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>ないようですので、事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、では一つ目ですが、次回総会については5月15日火曜日、午後1時30分を予定しております。</p> <p>二つ目ですが、前回の農業委員会の時に年間のスケジュール等を配布させていただいており、そちらには記載してあったのですが6月に秋田県大潟村の方に視察研修を予定しております。その日程についてなのですが、公式には大潟村の役場の方に訪問するような研修を予定しており、現在日程調整中でございます。当初、うちの方では6月中旬を考えておりましたが、大潟村さんの方で議会等の日程がまだ決まっていない状況のため、まだ確定できておりません。いずれにせよ6月の中旬か下旬、20日前後になるかと思われま。一泊を予定しておりますので、今のうちから頭の中に入れていただければと思います。私の方からは以上です。</p>
会 長	<p>今、事務局の方から説明ありましたが、何でも結構ですので皆様より何かありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>ありませんので、それでは、以上を持ちまして第10回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)